

第21回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年 2月28日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場 大会議室

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 議案第111号 耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について | 2件 |
| 第 5 | 議案第112号 現況証明願について | 1件 |
| 第 6 | 議案第113号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 1件 |
| 第 7 | 議案第114号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明
について | 10件 |
| 第 8 | 議案第115号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律第3条第1項の規定による承認申請について | 1件 |

○出席委員 (14名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君
6番 津野 斉 君	7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君
9番 澁谷 洋 君	10番 渡邊 裕義 君	11番 高松 俊男 君
12番 甲斐やす子 君	13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君
15番 森田 享子 君	16番 佐藤 徳市 君	

○議事参与の制限を受けた委員 (1名)

●番 ●●●● 君

○欠席委員 (2名)

4番 笛木 眞一 君 5番 嶋中 勝 君

○その他出席者

事務局長 川村 勉 君	振興係長 不藤さとみ 君
農地係長 小幡 裕也 君	主 任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第21回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時15分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

13番・平山君 14番・小野寺君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第21回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎議案第111号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。議案第111号、耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長 小幡裕也君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第111号について説明いたします。

耕作放棄地に係る農地・非農地の判断について、利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

所有者名、●●●●、●●●●さん。

所在、字オソツベツ原野171-1。

地目、登記簿、畑、農地台帳、畑。

面積、8,487㎡外1筆、合計面積は15,159㎡

耕作放棄地の把握年月日、平成29年10月5日。

現況確認日、令和3年10月15日。

番号2。

所有者名、●●●●、●●●●さん。

所在、字栄197-5。

地目、登記簿、畑、農地台帳、畑。

面積、934㎡外4筆、合計面積は53,887㎡。

耕作放棄地の把握年月日、平成21年10月23日。

現況確認日、令和3年10月6日。

なお、番号1から番号2まで、農地部会長であります、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第111号について報告致します。

事務局より説明のありました当該地については、以前から耕作放棄地とされていた土地であり、再度、令和3年10月に行った農地利用状況調査でも現地確認をいたしましたが、再生が困難と見込まれる荒廃農地であり、非農地化はやむを得ないという判断をいたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について、事務局の説明並びに、農地部会長 9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第111号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第112号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。議案第112号、現況証明願について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第112号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字阿歴内原野北4線116-1。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積、46,847㎡外2筆、合計面積は83,079㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、舟山委員、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査年月日は、令和3年4月22日。

なお、調査結果につきましては、佐瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第112号、番号1について報告致します。

当該地は、あっせん案件でありまして、令和3年4月22日に舟山委員、津野委員、甲斐委員、小野寺委員、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査をいたしました。

資料の1ページから2ページでございます、当該地の現況は、原野と山林であり、農地、採草放牧地以外であることを確認いたしました。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第112号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第113号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第113号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第113号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ295。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,898㎡外29筆。合計面積は669,441㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借権。

利用権の期間、令和4年3月2日から令和14年3月1日まで。

土地の引渡時期、令和4年3月2日。

金額は無償となっております。

なお、番号1につきましては高橋委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋政寿君） 3番 高橋です。

議案第113号 番号1について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

「●●●●さん」が、後継者の「●●●●さん」へ農地を貸付けするものです。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第113号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第114号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7、議案第114号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について内容10件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号10まで内容10件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件を一括議題と致します。

なお、3番・高橋君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第114号について説明させていただきます。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

別紙のとおり10件となっております。

番号1。

地区名、磯分内。

受贈者氏名、●●●●さん。

贈与者氏名、●●●●さん。

贈与年月日、昭和60年8月24日、以下番号10まで今年度の継続届の提出者は記載のとおりとなっております。

なお、資料6ページの後半、3 特例を受けるための手続等で贈与税の申告期限から、3年毎に継続届を税務署に提出するにあたり、農業経営又は貸付により耕作を行っている事を農業委員会で証明するものとなっております。

なお、番号2、番号3、番号4、番号7、番号8の方につきましては、法人又は農業者へ農業経営基盤促進法に基づく貸付を行い耕作を行っているものとなります。

今年度の農地パトロールで、納税猶予対象地すべての調査を行っておりますので、澁谷農地部会長より代表し、農地管理の調査結果について報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 9番・澁谷君。

○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第114号、番号1から番号10について報告を致します。

令和3年10月4日から15日にかけて、各班に分かれて農地パトロールを実施致しました。

農地パトロールにおいて、全ての納税猶予対象の農地は、全筆適正に耕作されており、今後と

も引き続き耕作する意思があることを確認しておりますので適正に管理されていると確認を致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号10まで内容10件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第114号、内容10件は原案可決されました。

（●●●●君復席）

◎議案第115号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第115号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第115号について説明させていただきます。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、下記の者より申請のあった特定農地貸付けについて議決を求めるものであります。

承認を求める土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

申請人住所、氏名、標茶町川上4丁目2番地、標茶町長 佐藤吉彦さん。

所在、標茶町桜14丁目22番地。

地目、登記簿、現況共に畑。

外9筆。

面積、7,013㎡の内2,000㎡となっております。

開設場所の区画につきましては、資料15ページから17ページをご覧ください。

貸付期間、許可の日から令和4年11月30日まで。

貸付主体が、新たに権利を取得するもので、権利の種類は、使用貸借権。

権利取得の相手方は、住所、●●●●、●●●●さんとなっております。

この農地の区域は、都市計画区域内であり、中央公民館事業の町民ふれあい農園、権兵衛村となっております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男君） 14番・小野寺です。

毎年申請されているのですか。

複数年契約ではないのですか。

○会長（佐藤徳市君） 振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

単年で、4月から11月です。

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第115号、内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第21回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第21回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時34分閉会）